

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

米子市長 伊木 隆司

市町村名 (市町村コード)	米子市 (31202)
地域名 (地域内農業集落名)	彦名・夜見町地区 (彦名1区、彦名2区、彦名3区、彦名4区、彦名5区、彦名6区、彦名7区、彦名8区、彦名9区、彦名10区、彦名11区、彦名新田、夜見1区、夜見2区、夜見3区、夜見4区、夜見5区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載しております。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載しております。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は主に畑作地域であり、米子市の特産品である白ネギをはじめ葉タバコ、ニンジン等の野菜の栽培が盛んである。多面的支払機能交付金事業を活用することで農地の保全管理を行い地域全体で農地を守ってきたが、担い手不足、後継者不足によりさらに耕作放棄地の増加することが懸念され、農地をどのように利用していくかが課題である。また、水捌けが悪く、畑地と水田が混在しており農地基盤整備の活用を検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

これまでと同様に主に野菜栽培を継続する。ただ、担い手が高齢化しており、米子市の特産物である白ネギなどを守っていくためには農地中間管理機構が実施するアグリスタート研修生の受け入れ等を推進することで次世代の担い手である新規就農者の確保を図るとともに、新規就農者の多様な取り組みをサポートする。また、耕作放棄地の削減のために、30a程度の大区画化とする基盤整備事業の活用を検討する。今後も暑さ対策、豪雨対策が必要であることから、担い手間で情報共有をしながらもお互いに切磋琢磨し、地域での競争力強化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

※令和6年12月現在

区域内の農用地等面積	266.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	266.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載しております。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
関係機関と協力し、農地の担い手への集約、集積化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として、当地区内の農地の貸し借りについては農地中間管理機構を活用していく。また、農地中間管理機構と協力し、担い手への農地の集積、集約化を加速させる。彦名新田は、水利用のルール周知を徹底する。
(3)基盤整備事業への取組方針
営農の効率化及び担い手への農地の集積、集約化を加速させるため、インフラ再整備を含めた農地の大区画化(農地1筆あたり30a程度)とする基盤整備事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地中間管理機構のアグリスタート研修の受け入れを促進することで、新規就農者の確保を図る。また、担い手だけでなくパートタイム労働者の確保を図る方法を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる除草、防除作業等は、農業支援サービス事業者の活用を検討する。人手が必要な時期には、水路掃除等で人材派遣サービスの活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載しております。)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ⑦多面的機能支払交付金事業を継続的に活用し、適正な農用地の保全管理活動をおこなう。未実施地域については事業の活用を検討する。
- ⑨耕作放棄地の削減を目的とした営農型太陽光発電事業を活用を検討する。